

保険募集指針

大東京信用組合

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

○当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。

○当組合は、お客様に引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客様に適切な説明を行います。

《保険契約に係わるリスクについて》

1. 保険商品は預金等ではありません(預金保険制度の対象外です)。また、解約返戻金や保険金が払込保険料の合計額を下回る場合があります。
2. 保険契約を引受け、保険金をお支払いするのは保険会社となります。
3. 引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化によっては、ご契約時の保険金額等が減額される場合があります(詳細につきましては、お申込みの際にお渡しする「重要事項説明書」「ご契約のしおり」等をご参照ください)。

○当組合が取扱うことのできる保険商品のうち、住宅関連の長期火災保険、個人年金を除いた保険商品(以下「一部の保険商品」といいます)につきましては、法令等によりご加入いただけるお客様の範囲や保険金額等に制限が課せられています。

《一部保険商品における法令上の販売制限について》

1. 当組合に事業性資金の融資をお申込み中の場合は、お客様および密接関係者の方(お客様が法人の場合はその代表者、お客様が法人代表者で法人の事業性資金の申込みをされている場合はその法人)には、一部の保険商品をお取扱いできません(当組合の組合員の方は除きます)。
2. 保険契約者・被保険者になる方が下記(1)または(2)のいずれかに該当する場合には、一部の保険商品をお取扱いできません(当組合の組合員の方は除きます)。

(1) 当組合から事業性資金の融資(手形割引を含みます)を受けている法人・その代表者・個人事業主の方(以下、総称して「融資先法人等」といいます)

(2) 従業員が20名以下の「融資先法人等」に勤務されている方・役員の方

3. 当組合は、法令上の特例措置に基づき「上記(1)または(2)に該当する当組合の組合員の方」・「従業員が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一名様あたりの通算保険金額ならびに通算給付金額を、次の金額以下に限定させていただきます。

- ◆ 死亡に関する通算保険金額 : 1,000万円
- ◆ 医療保険の通算給付金額
 - ・ 入院給付金額
日額5,000円
特定の疾病に限られる保険は日額1万円（合計日額1万円）
 - ・ 手術等給付金額
保険事故につき20万円
特定の疾病に限られる保険は40万円（合計40万円）

- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客様が適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合は、法令等に反する行為によりお客様に損害を与えてしまった場合は、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、保険募集時のご説明内容等を記録し、保険期間中にわたって適切に管理いたします。また、ご契約締結後におけるお客様との面談記録等についても適切に管理し、お客様のご要望にお応えできるよう努めて参ります。
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
- なお、お申し出の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または、保険会社と連携して対応させていただく場合がございます。

平成24年4月1日改訂

【お問い合わせ窓口】

保険契約に関する苦情・ご相談その他ご不明の点は、取扱営業店または下記までお問い合わせください。

大東京信用組合 お客様相談室

電話番号：フリーダイヤル 0120-402-003

受付時間：月曜日～金曜日（土・日祝祭日を除く）

AM9:00 ~ PM5:00